

特定非営利活動法人 そばネット埼玉 理事会

阿部、~~加藤~~、野本、飯田、石川、上田、小川、菅野、小山、高橋、田中（浩）、~~田中（正）~~、藤間、梶川、野島、長谷川、八木、吉田、川島、鈴木、鳥海

平成 27 年 7 月 27 日（月）

そばネット埼玉事務所

第 115 回 理事会議事概要

1 議事録署名人の選任

飯田、野島

2 報告事項

① 会員数の状況

団体会員 32 (1055)、個人会員 180、賛助会員 9

とちぎ蕎和会が全麵協 B 会員入会申し込みをした。

② その他

3 議事

① 第 2 回全日本シニアそば打ち選手権大会について

今日現在 48 人の定員を超えている。31 日締切を待つが、60 人までは受け入れることとする。

- ・ 12 日の前夜祭にはできるだけ役員も出席して欲しい。
- ・ 役員も宿泊して欲しい。
- ・ アカデミーの案内
- ・ 審査採点方法を検討する。(阿部担当)
- ・ 昼食は出場者のそばを活用する。
- ・ 全麵協後援で 1 単位だが、スタッフのみ
- ・ 参加賞の前掛けを発注する。(上田理事担当)

② 全麵協基盤強化検討について

別添第 2 回検討委員会の概要を説明

所属会員（非全麵協会員）への説明会を開催する。(8 月下旬)

③ 10 周年記念事業の進行について

- ・ 記念誌の編集に入る（関尾理事キャップ）
- ・ 記念大会の検討
- ・ 記念シンポの検討（阿部・小山担当）

④ その他

- ・ 非全麵協会員における全麵協単位の取り扱い

やはり、以前決定したように、NPO 法人そばネット埼玉はそば打ち愛好団体の緩やかな連合体であり、個々団体の事業に直接関与しない原則を守り、団体正会員独自の事業を NPO 法人そばネット埼玉の事業とはしないことを理解していただくこととした。

次回理事会 8 月 24 日（月）18:00 から

平成 27 年度 第 2 回基盤強化検討会議事録抄

日 時：平成 27 年 7 月 3 日(日) 13 時 00 分～15 時 30 分

場 所：全麵協事務所（麵業会館 4 階）

- 1 [出席者] 理事 廣澤幸雄、芳田時夫、谷端淳一郎、落合輝美
加藤 憲、板倉敏和（委員長）、藤間英雄
支部 佐藤正光、阿部成男、赤羽章司、和田良三
山本良明、野島靖夫、小笹富貴子、大野和則

2 議事

(1) 第 1 回検討会以後の各支部報告

① 北海道支部 資料に沿って説明

- ・初段から五段は現行 7 年かかるが、次の昇段までの間に準〇段が考えられないか。

② 東日本支部 資料に沿って説明

- ・会員説明会は有効である。第 2 回目の会員説明会を開催したい。

③ 中日本支部 資料に沿って説明

- ・会員・会費制度には大きな関心がある
- ・本会を個人が支える方向は理解された
- ・会費は団体会費＋個人分が妥当
- ・段位認定された時から個人分の会費は徴収すべし
- ・情報連携が十分でない、情報交換の場が必要
- ・個人の義務と権利の明確化
- ・自治体会員減少の原因究明を

④ 西日本支部 資料に沿って説明

- ・地域振興を考えたとき自治体会員の減少は問題
- ・説明の手順に問題があり、意見がばらつく
- ・支部・本部の一体運営ができないか
- ・有段者個人が増えたとき管理できるのか

⑤ 各支部報告についての意見交換

佐藤：会費徴収方法も考えてく必要がある

阿部：当然だ

委員長：いろいろ問題があり大変だが、方向付けが必要

(2) 第 1 回検討会後の意見集約 資料に沿って加藤委員説明

1 から 5 に絞られる

(3) 収入・支出のシミュレーション結果 資料に沿って藤間委員説明

- ・意見集約に沿って収入シミュレーション結果
- ・収入シミュレーション結果からみた支出予想

(4) 全体議論

委員長：・会費に段位による差を付けるか

- ・人数部分の会費対象者 6000 人は適正か
- ・無所属有段者 5000 人の扱いをどうするか
- ・会費徴収方法で〇年分前納制は考えられないか

阿部：議論の順序として 1 会費 2 会員制度 3 無所属会員の扱いとなる

加藤意見集約について

- ・団体会員数250の根拠は 現行180+新規70
- ・所属人数の単価2000円は妥当か (現行段位認定会員会費にならった)
- ・基本会費+所属人数×2000円 (無段者でも受け入れることとする)
- ・所属人数の基準日はいつか 4月1日が妥当
- ・有段者の会員間移動は認める
- ・登録抹消について (会費不払いをもって抹消、再受験は未納分納付で認める)
- ・基本会費15000円の根拠 (現行C会員会費にならった)
- ・どの程度の会費が見込めるか有段者の実態調査が必要との意見もあったが、事実上困難との結論となった。

委員長集約

- ① 会費は加藤集約の1をベースに進める。(本法人の社員は、これまで通り、団体とし、その団体の会費の算出は、団体分15000円に、当該団体に所属する有段者の数に2000円を乗じて得た額を加えた額とする。会員団体は、会費の支払いと同時に、有段者である個人メンバーの名簿を提出する。なお、有段者でない個人も希望すれば個人メンバーになることができる。) 未納有段者については、3年経過した時点で、名簿から削除する。再受験は未納分の納付を条件として、以前保有していた段位から再受験を認めることとする。未納分についてどこまで遡及するかは今後検討。これによりどの程度の会費収入が見込めるか、確実な見込みは立てることができないが、できるだけ多くの有段者に会費納入してもらえようみんなで努力する。

現行A, B, C会員の区別は廃止する。

- ②現行段位認定会員は今年度限りで廃止する。

- ③二段以上の受験は会費負担のベースとなるメンバーとして所属団体の名簿に登録された者に限る。無所属有段者が、会費相当額を支払うことで、個人メンバーとして登録することは認めるが、管理作業の煩雑さを考慮して会費は割高とする。

事務局の手数を考えると10000円程度は徴収すべきとの意見も強かったが、新規受験者の大幅な減少を招く恐れもあるので、年5000円とすることとなった。

割高会費は会員に誘導するインセンティブとなる

- ④ 自治体会員は現行の正会員(議決権あり)と賛助会員のな会員(会費、議決権なし)とする
- ⑤会員・会費改革は28年度からとする(今年中に臨時総会開催)

- ⑥定款の一部改正

(種別)

第8条 1 正社員 当法人の目的に賛同して入会した団体

2 地方自治体正会員(正を挿入)

(入会) 3 (理事会の承認を経て)を削除

(構成および議決権)再検討する

- ⑧ 以上について各支部会員への説明は各支部において適時実施する。本部要員の派遣もありうる。特に、新しい制度では、会員団体の代表者の負担が重くなるので、一層丁寧な説明が必要である。

今後の予定

- ・理事長・副理事長懇談会 27年7月17日(金) 14時から 本部事務所
- ・次回検討会 27年9月25日(金) 13時から15時30分
- ・臨時総会 27年12月10日(木) 14時から 麵業会館2階(予定)
(以上 文責 藤間)